

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示 教育財務課 1頁

お 知 ら せ

令和5年2月28日付け三重県公報第391号に、「教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示」が次のように掲載されました。

三重県告示第121号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和5年2月28日

三重県知事 一 見 勝 之

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表に次のように加える。

24	学校安全特別 対策事業費補 助金	通学・通園時等における 幼児・児童等の安全確保 に向けた取組の強化を図 る。	送迎用バスの改修、ICTを活用し た子どもの見守りサービス及び登降 園管理システム導入に要する経費	教育長が別に 定める。	市町及び一 部事務組合
----	------------------------	---	---	----------------	----------------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、令和4年度分の補助金等から適用する。

